

八尾市障害児保育に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保育所及び認定こども園（以下「認定こども園等」という。）において、八尾市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年八尾市規則第52号。以下「細則」という。）第3条第2項第1号に規定する障害児保育（以下「保育サポート」という。）の実施に際して必要な事項を定め、障害児をはじめとする児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(対象児童)

第3条 保育サポートの対象となるのは、次の各号に該当する児童とする。

- (1) 利用開始日において、3歳以上の小学校就学前児童であること。
- (2) 児童福祉法に規定する障害児その他特段の配慮を必要とする児童であること。
- (3) 認定こども園等における保育が当該児童の福祉の向上となると認められること。

(利用人員)

第4条 保育サポートの利用人員については、認定こども園等への保育の利用申込状況及び各認定こども園等における取組の現状を勘案し、保育の可能な範囲で認定こども園ごとに利用枠を定める。なお、既に保育を利用している児童の中に、前条に規定する保育サポートの対象となる児童がいる場合には、その児童を優先して保育サポートの対象とすることとし、保育サポートの利用募集を行う際には、保育サポートの利用枠から当該対象児童の人数を差し引いて募集を行うものとする。

(利用手続)

第5条 この要綱の適用を受けようとする場合は、細則に規定する支給認定手続及び八尾市保育の利用に関する要綱に規定する保育の利用手続を行わなければならない。

- 2 市長は、前項の手続に際し、保育サポートの利用を希望する児童の状況等の確認を行うため、必要な書類の提出を求めることができる。

(関係機関との連携)

第6条 市長は、保育サポートの必要性を客観的に判断するため、保護者の同意を得て、医療機関、子ども家庭センター及び本市関係課（以下「関係機関」という。）に当該児童の発達の状況を記載した資料その他必要な書類の提供を求めることができる。

(利用決定)

第7条 障害児の保護者より、保育の利用申込があった場合、市長は第5条第2項及び第6条に規定する書類による審査並びに当該児童及びその保護者との面接等の実態調査により、保育サポートの利用の可否を決定する。

- 2 前項の規定する要否の決定に際しては、必要に応じて関係機関の意見を求めることができる。

(運営)

第8条 市長は、保育の提供に当たり、その目的を達成するために必要な人的、物的条件整備や研修を実施するなど適切な対策を講じるものとする。

- 2 市長は、保育サポートを推進するため、必要に応じて関係機関等との協議を行い、指導を求めるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

この要綱は、法の施行の日から施行する。なお、八尾市障害児保育実施要綱については、当要綱の施行をもって廃止する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。